

平成 18 年 3 月 31 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

公的資金優先株式の返済について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄）は、株式会社整理回収機構に引き受けいただいております優先株式について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 返済方針

公的資金優先株式の早期処分の方針を踏まえ、今後の積極的な成長戦略遂行に必要な強固かつ質の高い資本基盤を維持しつつ、株主価値の向上を図る観点から、市場環境を十分に踏まえたうえで、市場売却および自己株式取得により、平成 18 年度中を目標にできるだけ早期に返済するべく、関係当局と協議を進めてまいります。

(1) 市場売却

公的資金優先株式の一部を普通株式に転換したうえで、当該転換した普通株式につき、国内リテール投資家を中心に市場で売却（売出し）していただく方法を前提に、市場への影響を十分に踏まえ、関係当局と協議を進めてまいります。

(2) 自己株式の取得

上記(1)以外の公的資金優先株式は、(ア) 適用法令の規定に従い当社が優先株式として取得する方法、もしくは(イ) 普通株式に転換したうえで、当該転換した普通株式につき市場取引等により売却していただき、当社がその売却株式数に相当する株式数の普通株式を自己株式として市場取引等により取得する方法、により返済することを前提に、関係当局と協議を進めてまいります。

2. 整理回収機構を通じた預金保険機構への申出

上記 1(1)の市場売却を行うことを前提に、主幹事引受会社の選定その他の必要な措置を取っていただきたい旨、整理回収機構を通じて預金保険機構に対し申出を行いました。

以 上

この文書は、米国外における当社の普通株式の売出等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式は米国 1933 年証券法に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。同法に基づいて登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該普通株式の募集または販売を行うことはできません。